

消防庁告示第二十四号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年九月二十九日

消防庁長官 林 省吾

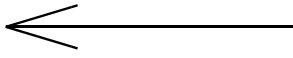
各号列記以外の部分中「操作盤」を「総合操作盤」に改める。

第二十七号中「操作盤」を「総合操作盤」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十八 パッケージ型消火設備の点検の基準及び点検票 別表第二十八及び別記様式第二十八

二十九 パッケージ型自動消火設備の点検の基準及び点検票 別表第二十九及び別記様式第二十九

別表第二十七中「蕨奇聴」を「蕨奇聴」に改め、同表の次に次の二表を加える。



別記様式第二十七中「縮奇聴」を「診吟縮奇聴」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

